

令和5年度 第4回広陵町定例教育委員会 会議

○ 開会及び閉会

令和5年7月24日（月） 午後 1時30分開会
同日 午後 2時48分閉会

開催場所： 広陵町役場 3階 第1委員会室

○ 出席委員の議席番号、職名及び氏名

（教育長）植村佳央、 1番委員：（教育長職務代理者）松井秀史、
2番委員：奥田俊詞、 3番委員：岡野聡子、 4番委員：臼井 有香

委員の他、会議に出席した者の職名及び氏名

教育委員会事務局教育振興部長	村井 篤史
教育総務課長	福田 順子
学校支援課長	池端 徳隆
図書館長	尾藤 肇子
スポーツ振興課長	坪水 裕子
広陵町・香芝市共同中学校給食センター協議会課長補佐	南 雄太郎
教育総務課指導主事	小峠 博幸
教育総務課指導主事	濱田 健二
学校支援課指導主事	阪口 妙子

4 議案（1） 後援名義使用許可申請について（「コトクリエDAY 2023 奈良のお仕事フ

ェスティバル」）

○**教育長** それでは、議案に移らせていただきます。後援名義使用許可申請につきまして、「コトクリエDAY 2023 奈良のお仕事フェスティバル」について、教育総務課指導主事、よろしく申し上げます。

○**教育総務課指導主事** 株式会社エヌ・アイ・プランニングより後援名義の使用承認の申請書が出ております。事業名ですが「コトクリエDAY 2023 奈良のお仕事フェスティバル」、開催日ですが、2023年10月1日（日）、開催場所、みらい価値共創センターコトクリエ、奈良市西九条町4丁目1-1と言いますのは、ちょうど郡山のイオンの前にある大和ハウスの工場の横に大和ハウスが建てているものらしいです。そこで行います。事業の目的・内容は、小学生が地元の企業を知り、実際に仕事に触れることで子どもの未来と世界を広げることが目的です。小学生が記者になって地元企業に取材・レポートとかも体験イベントしたり、小学生に向けたキャリア教育、将来の夢などのテーマの講演会を実施すると考えておられます。その他の依頼先、奈良県教育委員会とほかの市町村教育委員会ということで、奈良市の教育委員会が後援をまず決めているということ聞いています。6番、添付書類ですが、このプリントの裏に実施費用が印刷されています。全て238万9,700円なのですが、利用者は無料ということでいただきませんと言っておられました。それから、次のページに企画書、一番最後のページにチラシが載っています。以上です。ご審議よろしく申し上げます。

○**教育長** ありがとうございます。今、教育総務課指導主事から説明をしていただきました。奈良のお仕事フェスティバルということで、大和ハウスコトクリエのことですが、広陵町から町長を初め、部長の皆さんと、去年に見学に行かせてもらいました。すごく立派な施設で、いろいろなどこ

ろから研修に来ておられますが、その際に質問もさせてもらったのですが、要は子どもたちにもできるだけそういった新たな施設でいろいろなことを教えたい。特にここでいろいろな子どもたちが体験するのはすごいなという感じを持ちました。それがこういう形で。それで、そのときにも奈良市の幾つかの小学校がここへ見学に来ていろいろ教えていただいている状況を聞いていたもので。広陵町からは遠いのですがすごくいい場所だなと思いました。こんな形で子どもたちが、職業体験とか経験できるのはいいのかなと私は思っています。資料等結構ありますが、見ていただいでどうでしょうか。何かご意見がございませうでしょうか。

○D委員 すみません。これ実施費用が書かれていますが、多分ですが出展される企業からブース代とか出展するための費用とかはまかなわれるわけですね。

○教育総務課指導主事 ここは企画会社と聞いています。プランニングのところは企画会社なのですが、この費用のところにはセンターの名前が書いていますが、そういう企業さんからの出資もあって成り立っているのだとは推測されるのです。ただ、勧誘とかそういうのは一切ありませんということはおっしゃっておられました。

○D委員 分かりました。じゃあ、いいんじゃないかと思ひます。

○教育長 恐らく今もういろいろな企業が基本的に地域共生であつたりね。そういったことを中心にされているという状況があつて、そういう中の1つかなと思ひます。だから、大和ハウスもあのとき見学行かせてもらったときも、全て無償でいろいろなことをさせていただいでいるのですということでした。大和ハウス工業の創始者の方ですかね。石橋さんだったか、ちょっと名前忘れましたが、吉野の方で奈良県出身なので、やはり奈良県に貢献したいという大きな思いがあつて、それで1つこういう新たなその研修施設を作つたということも言つておられましたので。そういった意味でのその参加費は無料やというふうには思ひます。

○C委員 前回はその後援名義の使用申請についてはどの基準を用いてするかということで、前回定義のほうを見させていただきましたので、その意味では子どもたちの教育、キャリア教育という側面でされるわけですから、理念とか内容はもちろんいいと思ひますし、あとその先ほどありました、勧誘しないとかそういうことが守られているとこの書類からは思われますので、私は承認されて大丈夫なのかなとは思ひました。

○教育長 ありがとうございます。

○C委員 はい。

○教育長 すみません。ほかにご意見とかご質問ございませうか。A委員、どうでしょうか。

○A委員 結構です。

○教育長 B委員もよろしいでしょうか。

○B委員 結構です。

○教育長 はい。それでは、これにつきましては承認ということによろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、今回はこの後援名義の申請についてはこれ1つだけでございます。